

公益財団法人愛媛県消防協会の支部運営事業等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人愛媛県消防協会定款第42条の規定に基づいて設置する各支部（以下「支部」という。）における地域消防活動等の運営事業及び事務に関して必要な事項を定めるものとする。

(地域消防活動等)

第2条 前条に規定する地域消防活動等とは、公益財団法人愛媛県消防協会会員に関する規則第2条に規定する普通会員（以下「会員」という。）並びに地域住民等が合同で実施する研修及び訓練等の事業をいう。

(実施要領)

第3条 事業の実施要領は、公益性を高めるため、会員のみならず地域住民が参加のもと事業を実施するものとする。

(実施単位)

第4条 事業の実施単位は、支部単位とする。

(事業計画の提出)

第5条 事業を実施する支部は、毎年5月30日までに支部運営事業計画書（様式第1号）を公益財団法人愛媛県消防協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(事業費及び事務費の限度額)

第6条 前条の事業を実施するための事業費及び事務費は、各支部の予算の範囲を限度とする。

(事業の決定)

第7条 会長は、第5条に規定する支部運営事業計画書（様式第1号）の内容を審査し、適合していると認めるときは、速やかに支部運営事業実施承認書（様式第2号）を交付するものとする。

(事業報告)

第8条 事業を実施した市町又は消防本部は、事業完了後速やかに必要書類等を添付して各支部長へ報告するものとする。

2 前項により報告を受けた支部長は、支部運営事業完了報告書（様式第3号）及び事業経費明細書（様式第4号）を会長に報告するものとする。

(事業費の支出)

第9条 会長は、前条の事業報告を審査し、適合していると認めるときは、速やかに事業経費を支出するものとする。

附 則

この要綱は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。